

佐賀県人事委員会告示第3号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験	開示する内容			試験	開示する内容		
略			佐賀県人事委員会事務局	略			佐賀県人事委員会事務局
佐賀県職員採用試験（特別枠・スポーツ特別枠に限る。）				佐賀県職員採用試験（特別枠・スポーツ特別枠に限る。）	<u>書類選考不合格者に係る総合評価</u>	<u>書類選考合格発表の日から1か月間</u>	
					<u>書類選考合格者に係る総合評価</u>	<u>第1次試験不合格者については、第1次試験合格発表の日から1か月間</u>	
						<u>第2次試験不合格者については、第2次試験合格発表の日から1か月間</u>	
				<u>第2次試験合格者について</u>			

改正前				改正後			
	第1次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	略			第1次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	は、 <u>第3次試験合格発表の日から1か月間</u>	
						略	
	略	略					
略			略	略			